

財政用語ニ解説

用語	見方	算式
実質収支	決算収支をあらわすもので、累年による黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整として適度の剰余も考えられる。	(歳入－歳出)－翌年度へ繰越すべき財源
実質単年度収支	単年度収支のなかには実質的な黒字要素や赤字要素が含まれており、これらを控除した単年度収支が、実質的にどのようなようになったかを表わす。	当該年度実質収支－前年度実質収支＋基金積立額＋地方債繰上償還額－基金とりくずし額(財政調整基金)
標準財政規模	当該団体の一般財源の標準規模を示した額。	{(基準財政収入額－各種譲与税(消費譲与税を除く)－交通安全対策特別交付金) × $\frac{100}{75}$ ＋各種譲与税(消費譲与税を除く)＋交通安全対策特別交付金}＋普通交付税
財政力指数	当該団体の財政力をあらわす指標。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該年度を含む過去3ヵ年の平均値をいう。「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされ、「1」を超えると普通交付税の不交付団体となる。	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の3ヵ年平均
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する比率。人件費、扶助費、公債費等の義務的経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示す。 一般に町村にあっては75%、都市にあっては80%を超える場合には、財政構造の弾力性が失われつつあるといわれている。	$\frac{\text{経常経費充当の一般財源の額}}{\text{経常一般財源}} \times 100 (\%)$
経常一般財源比率	当該団体の歳入構造の弾力性を示す指標。標準財政規模に対する経常一般財源の割合。この数値が「100」を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示しており、歳入構造は弾力的であることを示す。	$\frac{\text{経常一般財源収入額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合で、良好な財政運営を行っているかどうかを示す指標。実質収支額が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で示される。	$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
公債費比率	地方債の発行に伴う毎年度の元利償還金(公債費)の額が適当かどうかにより、後年度の地方債の借入(発行)を判断する指標で、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債の元利償還金を控除したうえで地方債の元利償還に要する一般財源の状況をいう。	$\frac{\text{公債費充当一般財源額－公債費に係る単位費用分}}{\text{標準財政規模－公債費に係る単位費用分}} \times 100 (\%)$
起債制限比率	地方債の元利償還金に充当された一般財源のうち交付税措置される経費等を除外して算出される比率で、公債費による財政負担の度合いを判断する指標。過去3ヵ年の平均の比率が20%以上になると一定の地方債の発行が制限される。	$\frac{\text{公債費充当一般財源額－交付税に係る公債費分}}{\text{標準財政規模－交付税に係る公債費分}} \times 100 (\%)$